破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１０１号
北海道苫小牧市日新町４丁目５番11号
債務者　神保　梨菜（旧姓高山）
１　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
　　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第４６１号
仙台市太白区青山１丁目11番17号　青山クレメントハイツ101、従前の住所仙台市青葉区荒巻字三居沢１番地の11
債務者　大竹　健一
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
　　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４８３号
仙台市宮城野区新田東３丁目８番地の１　ファミール・サイセイⅡ106
債務者　熊谷　真美
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
　　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５０１号
仙台市太白区桜木町38番４号
債務者　辻田　雅美
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
　　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４４号
茨城県鹿嶋市大字平井1129番地10
債務者　居原　　廣
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
　　水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第２７８号
神奈川県平塚市根坂間169番地の３　サンハイツ本荘103号
債務者　山田　翔基
１　決定年月日時　平成24年７月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３７９号
神奈川県厚木市妻田西２丁目９番７号　ハイツ渡辺102、前住所神奈川県厚木市旭町３丁目16番５号
債務者　鈴木　朱美
１　決定年月日時　平成24年７月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第８７号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字藤寄1180番地５
債務者　砂原　友基
１　決定年月日時　平成24年７月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
　　新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第７１５号
京都市北区上賀茂神山366番地10
債務者　倉橋観光タクシーこと　倉橋　　毅
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８３１号
京都市伏見区舞台町５番地１　中川マンション206
債務者　林田　彰博
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２２５号
兵庫県加古川市加古川町西河原17番地の１　加古川西団地10―101号
債務者　河村　　泉
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３０５号
兵庫県加古川市東神吉町神吉1721番地の24
債務者　弘田久美子（旧姓北角）
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４９４号
広島市中区千田町２丁目７番17―203号
債務者　肥村智奈美
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５８４号
広島市安佐南区上安３丁目１番４号
債務者　中原　　泰
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９３６号
福岡市博多区寿町２丁目５番18ー201号
債務者　浅野　茂之
１　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９８３号
福岡県筑紫野市大字下見137番地61
債務者　新開　信行
１　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１５６号
福岡市南区大橋２丁目21番21―301号
債務者　山田恵理子
１　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部